

大野市パブリックコメント手続要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が策定する政策等を市民に説明する責務を全うするようにし、市の政策形成過程の公正性の確保と透明性の向上を図るとともに、市政への市民等の参加を促進し、もって一層開かれた市政の推進に寄与するため、パブリックコメント手続に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「パブリックコメント手続」とは、市の基本的な政策等の策定に当たり、当該政策等の趣旨、目的、内容等を広く公表し、公表したものに対する市民等からの意見及び情報(以下「意見等」という。)の提出を受け、提出された意見等の概要、当該意見等に対する市の考え方等を公表する一連の手続をいう。

2 この要綱において、「実施機関」とは、市長、教育委員会及び消防長をいう。

3 この要綱において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内の事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内の学校に在学する者
- (5) 本市に対して納税義務を有する個人及び法人その他の団体
- (6) 前各号に掲げるもののほか、パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有する個人及び法人その他団体

(対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象となる市の基本的な政策等(以下「政策等」という。)の策定は、次に掲げるものとする。

- (1) 総合計画等市の基本的政策を定める計画、個別行政分野において広く市民生活に影響を与える施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定又は改定
- (2) 広く市民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例(金銭徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃に係る案の策定
- (3) 市の基本的な制度を定める条例又は市民生活若しくは事業活動に直接かつ重

大な影響を与える条例の制定又は改廃に係る案の策定

(4) 広く市民の公共の用に供される施設の建設に係る基本的な計画の策定又は変更

(5) 前各号に掲げるもののほか、制定又は改廃しようとする制度等の趣旨、市民生活への影響等を勘案して、パブリックコメント手続を実施することが適当であると市長が認めたもの

2 前項の規定にかかわらず、政策等の策定が次の各号のいずれかに該当するときは、パブリックコメント手続を行わないことができる。

(1) 迅速若しくは緊急を要するもの又は軽微なもの

(2) 計画等の策定等に関し、意見聴取の手続等が法令等により定められているもの

(3) 計画等の策定に関して実施機関の裁量の余地が少ないもの
(政策等の案の公表)

第4条 実施機関は、政策等の策定をしようとするときは、当該政策等の策定の意思決定前に相当の期間を設けて、政策等の案の公表をしなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により政策等の案を公表するときは、併せて次に掲げる資料を公表するものとする。

(1) 政策等の案を作成した趣旨、目的及び背景

(2) 政策等の案を立案する際に整理した実施機関の考え方及び論点

(3) 市民等が当該政策等の案を理解するために必要な関連資料

3 前2項の規定による公表は、実施機関が指定する場所での閲覧及び配布、インターネットを利用した閲覧等、市民等が容易に入手できる方法により行うものとする。

4 実施機関は、第1項の規定により政策等の案を公表するに当たっては、あらかじめ次に掲げる事項を市広報紙及び市ホームページへの掲載、報道機関への情報提供等の方法により、パブリックコメント手続の実施を予告するものとする。

(1) 政策等の案の名称

(2) 政策等の案に対する意見の提出方法及び提出期間

(3) 政策等の案の入手方法

(意見等の提出手続)

第5条 実施機関は、政策等の案の公表の日から少なくとも2週間の期間を設けて、

意見等の提出を受けなければならない。

2 前項に規定する意見等の提出方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面の提出
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める方法

3 意見等を提出しようとする市民等は、住所、氏名、連絡先その他市民等であることを示す事項を明らかにしなければならない。

(意思決定に当たっての意見等の考慮)

第6条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、政策等の策定の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、政策等の策定の意思決定を行ったときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、大野市情報公開条例(平成16年条例第4号)第7条に規定する公開しないことができる情報に該当するものを除く。

- (1) 提出された意見等の概要
- (2) 提出された意見等に対する実施機関の考え方
- (3) 政策等の案を修正した場合における当該修正内容

3 前項の公表において、政策等の策定に対する意見等にかかわりのないもの及び賛否の結論のみを示したものについては、これを省略することができる。

4 第1項の政策等の策定の意思決定を行う場合、条文整理等の軽微なものに限り、公表を要しないで政策等の案を修正することができる。

5 第4条第3項の規定は、第2項の規定による公表の方法について準用する。

(意思決定過程の特例)

第7条 実施機関は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき設置する附属機関及び実施機関が設置するこれに準ずる機関が、第4条から前条までの規定に準じた手続(以下「この要綱に準じた手続」という。)を経て策定した報告、答申等に基づき政策等の策定を行うときは、パブリックコメント手続を行わないで政策等の意思決定をすることができる。

(構想又は検討の段階の政策の手続)

第8条 実施機関は、特に重要な政策の策定に当たって広く市民等の意見等を反映

させる必要があると認めるものについては、構想又は検討の段階で、この要綱に準じた手続を行うよう努めるものとする。

2 実施機関は、市民を対象とした意識調査その他適切な方法で、行政活動に関する市民の意見を積極的に把握するよう努めるものとする。

(パブリックコメント手続実施責任者)

第9条 実施機関は、パブリックコメント手続の適正な実施を確保するため、パブリックコメント手続実施責任者を置くものとする。

(一覧表の作成等)

第10条 市長は、パブリックコメント手続を行っている案件の一覧表を作成し、市ホームページを利用した閲覧の方法等により市民等に情報提供するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に立案の過程にある計画等で、市民等の意見等を反映させる機会を確保する手続を経たものについては、この要綱の規定は適用しない。